

<給与所得者異動届出書記入例>

退職後、残りの税額を一括で徴収・納入する場合の記入例

(1)退職で残額を一括して給与等から差し引く場合

受付印 (宛先) 津市長 令和4年9月1日提出		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書										年度 1	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
所在地 〒514-8611 津市西丸之内23番1号		特別徴収義務者 指定番号 123456789		フリガナ カブシキガイシャ アンソウコウギョウ		宛名番号 3		氏名又は名称 株式会社 あのつ工業		担連 当絡 者先		所属 総務課		氏名 津市 一郎		電話 059-229-3130 内線 (6220)	
個人番号(マイナンバー) 又は法人番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		個人番号(マイナンバー) 又は法人番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		特別徴収義務者 指定番号 123456789		宛名番号 3		氏名 津市 一郎		電話 059-229-3130 内線 (6220)					
フリガナ シロカワ イチコ		氏名 白川 一子		特別徴収税額 (年税額) 166,700 円		徴収済額 (納付済額) 42,500 円		未徴収税額 (ア) - (イ) 124,200 円		異動 年月日 R 4 年 8 月 31 日		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c		異動後の未徴収 税額の徴収方法 2. 特別徴収継続 ⇒①を記入 3. 一括徴収 ⇒②を記入 4. 普通徴収(本人納付) ⇒③を記入			
生年月日 元号 3 ー 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 33 年 3 月 3 日		個人番号 (マイナンバー) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		受給者番号 TSU001		1月1日 現在の住所 津市西丸之内23番1号		異動後の 住所 東京都千代田区平河原町2-4-1-11		6 月分 から 8 月分 まで		9 月分 から 5 月分 まで		1 月分 から 31 日			
① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。) 特別徴収義務者 指定番号 (新規) 法人番号		8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分を一括徴収する場合の記入例 (ア)特別徴収(年税額) 166,700円(6月分から翌年5月分) (イ)徴収済額 42,500円(6月分から8月分) (ウ)未徴収税額 124,200円(9月分から翌年5月分) ↑一括徴収分		1月1日~4月末の間に退職 の場合、原則として一括徴収 が義務付けられています		受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		1. 必要 2. 不要							
② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。) 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。		徴収予定月日 9 月 9 日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 124,200 円		左記の一括徴収した税額は、 9 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。											
③ 普通徴収 (本人納付) の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。) 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため 【注】 1~3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。		※市町記入欄															

三重県内全市町共通様式

正三重県内提出の他先市の町市に提出する記載もご使用いただけます。宛先を訂

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。
 ※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
 ※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。